

霧島市分別収集計画

平成28年7月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

現在、本市においては牧園・横川地区以外の地区のごみ処理を担っている敷根清掃センターの老朽化や経年劣化に伴い、施設の安定的な稼働が困難となるおそれがあることから、施設の延命化のための整備を検討しているところです。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・容器包装廃棄物以外の資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	全体（A+B）	11,022	10,995	10,969	10,942	10,916
	国分、溝辺、霧島、 隼人、福山（A）	10,052	10,051	10,050	10,049	10,048
	横川、牧園（B）	970	944	919	893	868

注：横川、牧園地区は、伊佐北始良環境管理組合で処理する地区。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

（1）ごみの排出抑制に配慮した生活様式の定着

- ・衛生自治団体、地区自治公民館等と協力・連携して、ごみの排出抑制に係る普及啓発活動や研修会等を実施します。
- ・広報誌、チラシ、ホームページ等を活用して普及啓発・情報提供を行います。
- ・衛生自治団体等と連携して、消費者の買い物袋の持参や環境に配慮した商品の購入等に係る普及・啓発活動を行います。
- ・学校、教育機関等における環境学習を推進します。

（2）事業者の主体的取組の促進

- ・市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量に取り組みます。また、市立小中学校の給食用牛乳パックのリサイクルを推進します。
- ・衛生自治団体等と連携して、小売店等における過剰包装の抑制や、リターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売等の促進に係る啓発を行います。

（3）リサイクル活動の促進

- ・地域におけるリサイクル活動を促進し、ごみの減量化を図るため、衛生自治団体と連携して、自治会等を対象とした分別収集を支援する補助事業を実施します。
- ・市環境保全協会と連携して、自治会等が使用・管理するごみステーションの新設・改良に係る補助事業を実施します。

（4）ごみ処理費用の適正負担の確保

家庭系ごみ及び事業系ごみの再利用やリサイクルを推進し、ごみの減量を図るため、適正なごみ処理費用の負担について調査・研究します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。また、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶類
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他の紙類
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		その他のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

単位: t

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	77		76		76		76		76	
主としてアルミ製の容器	144		144		143		143		142	
無色のガラス製容器	(合計) 246		(合計) 246		(合計) 246		(合計) 245		(合計) 245	
	(引渡数量) 246	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 246	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 246	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 245	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 245	(独自処理数量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 349		(合計) 348		(合計) 348		(合計) 347		(合計) 347	
	(引渡数量) 349	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 348	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 348	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 347	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 347	(独自処理数量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 116		(合計) 115		(合計) 115		(合計) 115		(合計) 115	
	(引渡数量) 116	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 115	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 115	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 115	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 115	(独自処理数量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	8		8		8		8		8	
主として段ボール製の容器	509		507		505		504		502	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 43		(合計) 43		(合計) 42		(合計) 42		(合計) 42	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 43	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 43	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 42	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 42	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 42
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 196		(合計) 196		(合計) 195		(合計) 195		(合計) 194	
	(引渡数量) 196	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 196	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 195	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 195	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 194	(独自処理数量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 317		(合計) 316		(合計) 315		(合計) 315		(合計) 314	
	(引渡数量) 317	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 316	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 315	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 315	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 314	(独自処理数量) 0

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	68		68		68		68		68	
主としてアルミ製の容器	128		128		128		128		128	
無色のガラス製容器	(合計) 234		(合計) 234		(合計) 234		(合計) 234		(合計) 234	
	(引渡額) 234	(独自処理量) 0	(引渡額) 234	(独自処理量) 0	(引渡額) 234	(独自処理量) 0	(引渡額) 234	(独自処理量) 0	(引渡額) 234	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 328		(合計) 328		(合計) 328		(合計) 328		(合計) 328	
	(引渡額) 328	(独自処理量) 0	(引渡額) 328	(独自処理量) 0	(引渡額) 328	(独自処理量) 0	(引渡額) 328	(独自処理量) 0	(引渡額) 328	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 109		(合計) 109		(合計) 109		(合計) 109		(合計) 109	
	(引渡額) 109	(独自処理量) 0	(引渡額) 109	(独自処理量) 0	(引渡額) 109	(独自処理量) 0	(引渡額) 109	(独自処理量) 0	(引渡額) 109	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6		6		6		6		6	
主として段ボール製の容器	453		452		452		452		452	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 38		(合計) 38		(合計) 38		(合計) 38		(合計) 38	
	(引渡額) 0	(独自処理量) 38	(引渡額) 0	(独自処理量) 38	(引渡額) 0	(独自処理量) 38	(引渡額) 0	(独自処理量) 38	(引渡額) 0	(独自処理量) 38
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 179		(合計) 179		(合計) 179		(合計) 179		(合計) 179	
	(引渡額) 179	(独自処理量) 0	(引渡額) 179	(独自処理量) 0	(引渡額) 179	(独自処理量) 0	(引渡額) 179	(独自処理量) 0	(引渡額) 179	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 293		(合計) 293		(合計) 293		(合計) 293		(合計) 293	
	(引渡額) 293	(独自処理量) 0	(引渡額) 293	(独自処理量) 0	(引渡額) 293	(独自処理量) 0	(引渡額) 293	(独自処理量) 0	(引渡額) 293	(独自処理量) 0

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	9		8		8		8		8	
主としてアルミ製の容器	16		16		15		15		14	
無色のガラス製容器	(合計) 12		(合計) 12		(合計) 12		(合計) 11		(合計) 11	
	(引渡数量) 12	(独自処理量) 0	(引渡数量) 12	(独自処理量) 0	(引渡数量) 12	(独自処理量) 0	(引渡数量) 11	(独自処理量) 0	(引渡数量) 11	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 21		(合計) 20		(合計) 20		(合計) 19		(合計) 19	
	(引渡数量) 21	(独自処理量) 0	(引渡数量) 20	(独自処理量) 0	(引渡数量) 20	(独自処理量) 0	(引渡数量) 19	(独自処理量) 0	(引渡数量) 19	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 7		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6	
	(引渡数量) 7	(独自処理量) 0	(引渡数量) 6	(独自処理量) 0	(引渡数量) 6	(独自処理量) 0	(引渡数量) 6	(独自処理量) 0	(引渡数量) 6	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2		2		2		2		2	
主として段ボール製の容器	56		55		53		52		50	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5		(合計) 5		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4	
	(引渡数量) 0	(独自処理量) 5	(引渡数量) 0	(独自処理量) 5	(引渡数量) 0	(独自処理量) 4	(引渡数量) 0	(独自処理量) 4	(引渡数量) 0	(独自処理量) 4
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 17		(合計) 17		(合計) 16		(合計) 16		(合計) 15	
	(引渡数量) 17	(独自処理量) 0	(引渡数量) 17	(独自処理量) 0	(引渡数量) 16	(独自処理量) 0	(引渡数量) 16	(独自処理量) 0	(引渡数量) 15	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 24		(合計) 23		(合計) 22		(合計) 22		(合計) 21	
	(引渡数量) 24	(独自処理量) 0	(引渡数量) 23	(独自処理量) 0	(引渡数量) 22	(独自処理量) 0	(引渡数量) 22	(独自処理量) 0	(引渡数量) 21	(独自処理量) 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度（平成27年度）の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算出しました。

なお、人口変動率は、本市の過去5年間の人口（平成24年から28年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口）を基に推計して設定しました。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
全体(A+B)	125,926人 (対前年度比) 99.8%	125,622人 (対前年度比) 99.8%	125,316人 (対前年度比) 99.8%	125,010人 (対前年度比) 99.8%	124,704人 (対前年度比) 99.8%
国分、溝辺、霧島、隼人、福山(A)	114,757人 (対前年度比) 100.0%	114,745人 (対前年度比) 100.0%	114,732人 (対前年度比) 100.0%	114,719人 (対前年度比) 100.0%	114,706人 (対前年度比) 100.0%
横川、牧園(B)	11,169人 (対前年度比) 97.5%	10,877人 (対前年度比) 97.4%	10,584人 (対前年度比) 97.3%	10,291人 (対前年度比) 97.2%	9,998人 (対前年度比) 97.2%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続して実施します。なお、排出事業者による自主回収、市民団体等による回収及び量販店等による店頭回収については、引き続きこれらの団体等が分別収集を実施します。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	民間委託	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託（国分、溝辺、霧島、隼人、福山地区） ・伊佐北始良環境管理組合（横川、牧園地区）
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明びん		
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他のガラス製容器	その他の色のびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器	その他の紙類		
プラスチック	PET製容器	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

国分、溝辺、霧島、隼人、福山地区については、民間施設（委託）において、中間処理・一時保管等を行っており、また、横川、牧園地区については、伊佐北始良環境管理組合の施設において中間処理・一時保管等を行っています。

当分の間、これらの施設において、中間処理・一時保管等を行います。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶類	指定袋	パッカー車 ダンプ	選別、圧縮、一時保管
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明びん	コンテナ	ダンプ	選別、一時保管
	茶色のガラス製容器	茶色びん			
	その他のガラス製容器	その他の色のびん			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	紙紐で縛る	ダンプ	選別、圧縮、一時保管
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器	その他の紙類			
プラスチック	PET製容器	ペットボトル	指定袋	パッカー車 ダンプ	選別、圧縮、一時保管
	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市環境保全協会との連携をさらに強化し、引き続き、自治会等が行う分別収集を支援する補助制度を実施していきます。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行います。